

# HOUSmile\_e 利用約款

2026年01月  
京セラ株式会社

# 目次

<b>I 総 則</b> .....	<b>5</b>
1 適用 .....	5
2 本約款の変更 .....	5
3 定義 .....	5
<b>II 契約の申込み</b> .....	<b>6</b>
4 本サービスの内容および申込み .....	6
5 申込みの承諾 .....	6
6 契約成立の時期並びに契約期間 .....	6
7 契約の単位 .....	7
<b>III 本件システム</b> .....	<b>7</b>
8 通常利用 .....	7
9 停電時の非常用電力としての利用 .....	7
10 屋根等の利用 .....	7
11 太陽光発電システムの設置等 .....	7
12 設置費用 .....	8
13 本件システムの管理義務 .....	8
14 本件システムの譲渡等 .....	8
15 修理等措置 .....	9
16 不可抗力 .....	9
17 免責 .....	9

<b>IV 契約サービス料金</b> .....	<b>10</b>
18 サービス料金.....	10
19 サービス料金の支払義務、支払期日および支払方法.....	10
20 その他の債務の支払方法.....	10
21 サービス料金支払遅延.....	10
22 債権回収会社または弁護士によるサービス料金およびその他債務の回収.....	10
23 期限の利益の喪失.....	11
<b>V 供給の中止等</b> .....	<b>11</b>
24 需要場所への立入りによる業務の実施.....	11
25 不正使用.....	11
26 供給の中止または使用の制限もしくは中止.....	11
27 設備の賠償.....	12
<b>VI 契約の変更および終了</b> .....	<b>12</b>
28 契約の名義変更.....	12
29 契約の解約等.....	12
30 解約違約金.....	13
31 本件システムの撤去、原状復旧等.....	14
33 誓約事項.....	14
34 事故処理.....	15
35 契約終了後の債権債務関係.....	15
<b>VII 工事費の負担</b> .....	<b>15</b>
36 工事費負担金.....	15
<b>VIII その他</b> .....	<b>15</b>

37 反社会的勢力の排除 .....	15
38 表明保証 .....	16
39 通知義務 .....	16
40 誠実協議 .....	16
41 合意管轄 .....	16
別表 .....	17
1. 解約違約金 .....	17
HOUSmile_e 料金表.....	19
1. 料金.....	19

# I 総則

## 1 適用

HOUSmile\_e利用約款（以下、「本約款」といいます。）は、当社が当社所有の太陽光発電システムおよび蓄電システムをお客様の所有する建物に設置して発電した電気を、お客様が月額定額で利用するサービスについて、料金その他の供給条件を定めたものです。なお、本約款は、サービスの利用に関する当社とお客様との間の権利義務を規定するもので、民法第548条の2が定める定型約款に該当します。

## 2 本約款の変更

- (1) 当社は、社会通念上お客様の利益に適合する場合のほか、供給方法等の技術的な事項またはサービスの契約にかかる手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合、法令・条例・規則等の制定または改廃により本約款の変更が必要な場合、消費税および地方消費税の税率が変更された場合その他当社が必要と判断した場合には、本約款を変更することがあります。
- (2) 本条(1)に基づき本約款を変更する場合、当社は、本約款の変更内容を、当社WEBサイトへの掲示または電子メール等によりお客様にお知らせいたします。

## 3 定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 一般送配電事業者  
電気事業法第2条第1項第9号に定める事業者で、お客様の供給区域において託送供給等を行う事業者をいいます。
- (2) 本件システム  
本約款に基づいて、当社がお客様に提供し、本件建物に設置される太陽光発電に関する機器（以下、「太陽光発電システム」といいます。）等および蓄電システム（以下、「蓄電システム」といいます）に関する機器等の総称をいいます。なお、本件システムの詳細は、別途当社がお客様に提供する取扱説明書に定めるものとします。
- (3) お客様  
当社と本件契約を締結し、本サービスを利用する方をいいます。
- (4) 当社  
京セラ株式会社をいいます。
- (5) 本件契約  
4（本サービスの内容および申込み）および5（申込みの承諾）に従って締結された本サービスにかかる契約をいいます。
- (6) 本件建物  
当社が本件システムを設置するお客様所有の建物をいいます。
- (7) 本件電力  
本件システムによって発電した電力をいいます。
- (8) 自家消費  
本件電力を本件建物で消費することをいいます。
- (9) 余剰電力

本件電力のうち、本件建物で消費しきれずに余った分の電力であって、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。その後の改正を含み、以下、「再エネ特措法」といいます。）に基づき、当社または一般送配電事業者が買い取る電力のことをいいます。

**(10) 本サービス**

当社が、当社が委託する施工業者をして、お客様の所有する本件建物の屋根その他の部分および本建物の敷地（以下、総称して「屋根等」といいます。）に、当社が所有する本件システムを設置し、本件システムが発電した電力をお客様が月額定額で利用することを主たる内容とするサービスをいいます。

**(11) 料金適用開始日**

お客様が、本件システムの系統連系（以下、「連系」といいます。）を開始した日をいいます。なお、本サービスのうち、太陽光発電システムと蓄電システムの両方を設置するプランを契約されたお客様は、本件システムの設置完了日から6か月以内に、太陽光発電システムのみを設置するプランを契約されたお客様は、太陽光発電システムの設置完了日から1年以内に、必ず連系を開始するものとします。

## II 契約の申込み

### 4 本サービスの内容および申込み

お客様が、新たに本サービスのご利用にかかる契約（以下、「本件契約」といいます。）を希望される場合は、予め当社所定の審査を経たうえで、本約款に同意のうえ、当社WEBサイトの申込画面によって本件契約の申込みをしていただきます。

### 5 申込みの承諾

- (1) 当社は、お客様から前条に基づく申込みがあった場合には、申込み内容を確認のうえ、問題がなければ承諾する旨お客様に通知するものとします。なお、以下の場合、本件契約の申込みを承諾しないことがあります。お客様へはその理由をお知らせいたします。
- イ 当社が定める本サービス利用のために満たすべき要件がみたされていないとき。
  - ロ 本サービスの申込書に不備があるときまたは虚偽の事実を記載したとき。
  - ハ 本件建物が建つ地域の地形または気候条件等の理由により、本件システムの設置および本サービスの提供が困難であると当社が判断したとき。
  - ニ その他やむを得ない理由があると当社が判断したとき。
- (2) 前項にかかわらず、本件建物が建つ地域の地形、気候条件または本件建物の構造上の理由等により本件システムの設置および本サービスの提供が困難であっても、例外的条件で本件システムを設置可能と当社が判断したとき、当社は、別途提示する設置条件および注意事項にもとづいた本件システムの設置またはお客様のお申込み内容とは別の内容をお客様に提案のうえ、本件契約の申込みを承諾することがあります。

### 6 契約成立の時期並びに契約期間

本件契約の契約期間は、前条に基づきなされた本件契約申込みに対し当社が承諾の意思表示をした日からとし、本サービスの利用期間は、本件システムの連系開始日から10年、15年または当社と個別に合意した期間までとします。なお、お客様は、3（定義）(11)に準じ、本件システムの施工完了日から6か月以

内または1年以内に本件システムを稼働させ、当社または一般送配電事業者への余剰電力の託送受給を開始しなければならないものとします。

## 7 契約の単位

一の需要場所（電気事業法施行規則第3条第2項に定義されるものをいいます。）につき、1つの本件契約を締結するものとします。

# Ⅲ 本件システム

## 8 通常利用

- (1) お客様は、本件電力のうち、本件システムが設置されている需要場所において、お客様自身の需要に応じて現に消費するものについて、自家消費することができるものとします。
- (2) 本件電力のうち、余剰電力は、当社が自由に利用し処分できるものとします。なお、本件電力の環境価値は法令および制度上可能な範囲において、当社に帰属するものとします。ただし、国または地方自治体等による補助金等の受領の要件として、環境価値を当社以外への帰属することが求められている場合、当社は、当該補助金等の要件の求める環境価値の譲渡先へ環境価値を譲渡します。

## 9 停電時の非常用電力としての利用

お客様は、本件契約の契約期間中、停電により本件建物に対する一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して受ける電気の供給が停止した場合に、本件システムが自立運転している場合は、当社WEBサイト等に掲載する所定の条件および方法に従って、本件建物に設置されかつ本件システムから供給される本件電力（以下、「非常用電力」といいます。）を自ら利用することができるものとします。ただし、当社または一般送配電事業者の求めにより、本件システムに接続されたコンセントの利用の停止を求められた場合、その他事由の如何を問わず非常用電力が利用できない場合は、この限りではありません。

## 10 屋根等の利用

- (1) お客様は、本件契約の契約期間中、当社に対し本件建物のうち本件システムの設置および利用に必要な屋根等の無償での利用を異議なく承諾するものとします。
- (2) お客様は、本条(1)に定める屋根等の利用につき、法令の施行または改正等により第三者に対する対抗要件制度が導入され、その具備が可能となった場合、当社が直ちに当該対抗要件を具備することができるよう、申請等の手続きを行うものとします。

## 11 太陽光発電システムの設置等

- (1) 当社は、本件システムの設置工事に関し、当社が別途委託した施工者をして、本件システムを本件建物の所定の場所に設置させるものとします。
- (2) お客様は、本件システムを設置するにあたって、本件建物の屋根材、壁材その他の構成部分の交換や加工等が行われる場合があることにつき、予め異議なく承諾するものとします。

## 12 設置費用

- (1) 当社は、本件システムの設置に係る費用を負担します。
- (2) 前項にかかわらず、既築建物での設置にかかる費用のうち、お客様に事前に通知の上、実測費用は、20（その他の債務の支払方法）に基づきお支払いいただき、足場代金（以下、実測費用と合わせて「設置費負担金」といいます）は、お客様にて以下の各号のいずれかの方法をご選択のうえお支払いいただきます。ただし、本件建物の構造等の理由で、□の方法でお支払いいただくことが適切でないと当社が判断した場合は、イの方法でお支払いいただきます。
  - イ 20（その他の債務の支払方法）に基づき、足場代金をお支払いいただく方法
  - 18（サービス料金）に定めるサービス料金に加え、HOUSmile\_e 料金表に定めるオプション料金として、19（サービス料金の支払義務、支払期日および支払方法）に基づき、足場代金を月額でお支払いいただく方法

## 13 本件システムの管理義務

- (1) お客様は、本件契約の契約期間中、お客様が本件建物に居住されているかどうか、本件建物をお客様がお客様以外の登記名義人と共同で所有されているかどうか、または本件サービス料金の支払の名義人がお客様本人かどうかにかかわらず、本件システムを、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとし、本約款の内容を遵守するものとし、なお、お客様は、第三者に本件建物を使用させる場合、当該第三者に、本件システムを善良なる管理者の注意義務をもって管理させるものとし、本約款の内容を遵守させるものとし、
- (2) お客様は、お客様が本件建物に居住しない場合および本件建物を主として第三者に使用させる場合は、事前に当社に電子メールにて通知するものとし、ただし、お客様が法人格を有しており、事前に当社が本件建物への第三者の使用を認めた場合はこの限りではありません。
- (3) お客様は、本件システムの全部または一部に、故障、不具合その他の異常を発見した場合には、速やかに当社に通知するものとし、
- (4) お客様は、リフォーム、保守その他本件建物に関して本件システムに影響を及ぼしうる工事を行う場合には、当社に対して2か月前までに連絡し、当社の書面による承諾を得るものとし、当該承諾を拒む場合、当社は合理的な理由を示すものとし、
- (5) お客様は、本件契約の契約期間中、本件システムの設置運用に支障が出ないよう、本件建物を維持管理するものとし、

## 14 本件システムの譲渡等

- (1) 当社は、本件契約の契約期間が満了した場合、その他事由の如何を問わず本件契約が終了した場合は、当該終了時点をもって本件システムをお客様に無償譲渡するものとし、これにより、本件システムの所有権および当該終了時点以降に発電された本件電力の利用処分権は、何らの手続きを要することなく当然にお客様に移転するものとし、
- (2) 本条(1)に関わらず、お客様が30（解約違約金）に定める解約違約金、未払いのサービス料金、損害賠償金その他の債務の支払い義務を負う場合には、当該解約違約金等の全額の支払いが完了するか、当社または当社から当該解約違約金等にかかる債権の譲渡を受けた者が本件システムを譲渡すべきと判断するまで、本件システムの譲渡は行われぬものとし、
- (3) 当社または当社から当該解約違約金等にかかる債権の譲渡を受けた者は、本件システムがお客様に譲渡されるまでの間、いつでも本件システムの返却をお客様に求めることができ、お客様は直ちに返却に

応じるとともに、返却にかかる工事費・運送費等を負担しなければならないものとします。なお、返却された本件システムを再販売するなどして得られた利益などは当該債権に充当されないものとします。

- (4) 本条(1)および(2)の譲渡は、譲渡時点での本件システムの現状有姿にて行うものとし、当社はおお客様に対し、本件システムの経年による劣化、性能低下および不具合並びに本件システムによる発電量について、一切責任を負わないものとします。なお、本件システムのメーカーが行う保証期間が残存している場合には、当該メーカーの承諾が得られる限りにおいて、当該保証をお客様に承継するものとします。

## 15 修理等措置

- (1) 当社は、本件契約の契約期間中に、本件システムに故障または不具合を認識した場合には、当社が委託するサービス店に、遅滞なく修理、交換、その他当社が適切と考える措置（以下、「修理等措置」といいます。）を行わせ、本件システムを良好な状態に保つものとします。ただし、当該修理等措置の遅延等により生じた損害について、当社の故意・重過失による場合または当社の不法行為に起因する場合を除き、当社は一切責任を負わないものとします。
- (2) 本件契約の契約期間中の修理等措置に要する費用は当社が負担します。なお、お客様の故意または過失により発生した修理等措置に要する費用については、27（設備の賠償）のとおり取扱います。

## 16 不可抗力

- (1) 当社またはお客様は、自らの合理的な支配が及ばず、かつ自らの責に帰すことができない事由または状況（以下、「不可抗力事由」といいます。）の結果として、本件契約上要求される債務の履行に関して履行遅延または履行不能となった場合には、当該履行遅延または履行不能について責任を負わず、当該履行遅延または履行不能を理由として本件契約に違反することにはならないものとします。不可抗力事由には、風害（竜巻、突風等を含みます。）、台風、雹、地震、津波もしくは噴火またはこれらに起因する火災、水害（大雨、洪水、土砂災害等を含みます。）、雪害（落雪事故等を含みます。）等の天災地変、戦争、内乱、輸送機関の停止、ストライキ、当社または一般送配電事業者が管理する機器等の不具合または故障等、法令の新設・改廃、政府の方針の変更等が含まれるものとします。ただし、不可抗力事由は本条に記載された事由に限定されないものとします。
- (2) 当社は、前項に定める不可抗力事由により発生した本件システムの破損、飛散、その他の事故に起因して生じたお客様に対する損害（お客様が得るはずであった本件電力および発電データ等の損失を含みます。）または第三者に対する損害については、責任を負わないものとします。

## 17 免責

- (1) 当社は、当社の責に帰すべき事由によりお客様に発生した損害について、相当な因果関係の範囲内で責任を負うものとします。ただし、当社が責任を負う場合であっても、当社の故意・重過失または不法行為に起因する場合、またはお客様の生命・身体が侵害された場合を除き、当社が負う損害賠償責任の額は、当該損害の原因となった事由が発生した時点から遡って直近1年間にお客様が当社に支払ったサービス料金の総額の1年分を上限とします。
- (2) 当社は、当社の故意・重過失または当社の不法行為に起因する場合を除き、お客様が得るはずであった本件電力および発電データ等の損失または非常用電力を使用できないことによりお客様が被った損害について、原因の如何を問わず、一切責任を負わないものとします。
- (3) お客様は本条(1)および(2)の内容を十分に理解し、予め異議なく承諾するものとします。

## IV サービス料金

### 18 サービス料金

- (1) サービス料金は、HOUSmile\_e 料金表にて定めます。
- (2) サービス料金は料金適用開始月から月額単位で発生するものとします。
- (3) お客様が、料金適用開始月に初期費用を支払うことを当社と個別で合意された場合は、料金適用開始月のみ、サービス料金に加え初期費用が発生するものとします。

### 19 サービス料金の支払義務、支払期日および支払方法

- (1) サービス料金の支払義務は、本サービスの利用の次月に発生いたします。
- (2) 支払期日は、支払義務の発生日の翌日から起算して60日目といたします。
- (3) サービス料金は、お客様が指定された支払方法に応じて、以下のイまたはロのとおり支払っていただきます。

#### イ 口座振替払い

振替日は、毎月5日といたします。ただし、5日が土日祝祭日の場合は、翌営業日とする場合があります。なお、口座振替の開始までは1～2か月程度かかることがあり、口座振替手続き完了までのサービス料金は、口座振替手続き完了後合算して請求いたします。

#### ロ クレジットカード払い

お客様が当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に、原則として毎月継続して料金を立替えさせる方法によりお支払いいただきます。

- (4) サービス料金は、支払義務の発生した順序でお支払いをいただきます。

### 20 その他の債務の支払方法

お客様は、サービス料金以外の、設置費負担金、36（工事費負担金）に定める工事費負担金等の支払については都度、当社が指定する口座へ振込みをしていただきます。なお、振込手数料はお客様にご負担いただきます。

### 21 サービス料金支払遅延

- (1) お客様から、支払期日を経過してもサービス料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）についてお支払がない場合であって、当社が請求するときは、遅延損害金を当社が指定する期日までにお支払をいただきます。遅延損害金が発生する起算日は、当社が定める支払期日の翌日といたします。遅延損害金は、起算日からお支払いがなされた日までの日数に応じて、年率10%の割合で算定します。なお、閏年の日を含む期間についても、年あたりの割合は365日あたりの割合といたします。本約款によりお支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める支払期日を経過したのち相応の期間が過ぎても、お客様からのお支払いがない場合には、当社はおお客様の氏名、住所、支払状況等の情報を債権回収会社等の関係業者へ通知し、また、当社は第31条に従い、本件システムを撤去することがあります。

### 22 債権回収会社または弁護士によるサービス料金およびその他債務の回収

当社は、19（サービス料金の支払義務、支払期日および支払方法）ないし21（サービス料金支払遅延）にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士（以

下、「債権回収者」といいます。)が指定した金融機関等を通じて、債権回収者が指定した様式により、料金およびその他の債務を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、債権回収者が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

### 23 期限の利益の喪失

お客様に29（契約の解約等）(1)各号のいずれかの事由が生じた場合、お客様は当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失し直ちにその一切の債務を弁済するものといたします。

## V 供給の中止等

### 24 需要場所への立入りによる業務の実施

当社（当社の委託先を含みます）および一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客様の承諾を得て（ただし、緊急の場合にはお客様の承諾を得ることなしに）本件建物およびその敷地に無償で立ち入らせていただくことがあります。お客様は、当該立ち入りおよび当該業務の実施につき、正当な理由を示すことなく拒むことはできないものとし、当該業務の実施のために必要な協力を行うものとします。なお、お客様のお求めに応じ、係員は所定の証明書を提示いたします。

- イ 本件システムを本件建物に設置する工事の実施
- ロ 本件システムの保守、運用、点検、修理、交換等
- ハ 需給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の一般送配電事業
- ニ 不正な状態（当社または一般送配電事業者が設置した時点と異なる状態をいい、停電時以外における非常用電力が利用できる状態への切替えや、本件システムの電源がOFFになっている状態を含むがこれらに限られません。）での電気の使用を防止するために必要なお客様の電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- ホ 29（契約の解約等）により必要な処置

### 25 不正使用

- (1) お客様が、電気工作物（本件システムを含みます。）の改変等によって不正な状態（当社または一般送配電事業者が設置した時点と異なる状態をいい、停電時以外における非常用電力が利用できる状態への切替えや、本件システムの電源がOFFになっている状態を含むがこれらに限られません。）で本件サービスを利用した場合は、本条(2)に定める違約金を当社へ支払うものとし、また、第31条に従い、当社は本件システムを撤去することがあります。
- (2) 本条(1)における違約金は、本約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法により算定された金額との差額に対し、その3倍した金額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、当社にて当該期間を決定いたします。

### 26 供給の中止または使用の制限もしくは中止

当社は、次のイからへのいずれかに該当すると当社が判断した場合には、本件システムを停止できるものとします。

- イ 本件システムの保守、運用、点検、修理、交換等のために停止が必要な場合。
- ロ 16（不可抗力）に定める不可抗力事由、その他当社の責に帰すべからざる事由により、停止が必要と

なった場合。

- ハ 法令または行政機関からの命令、勧告等に基づいて停止する必要がある場合。
- ニ 電気の保安等のため、停止が必要となった場合。
- ホ お客様に本件契約または本約款への違反があった場合。
- ヘ 29（契約の解約等）（1）に定める解約事由が発生した場合。

## 27 設備の賠償

お客様が故意または過失によって、本件システムを損傷し、または亡失した場合は、当該設備について次の金額を賠償していただきます。

- イ 修理可能な場合は、当該修理費用。
- ロ 亡失または修理不可能な場合は、30（解約違約金）に定める解約違約金。この場合、本件契約は当然に終了するものとします。

# VI 契約の変更および終了

## 28 契約の名義変更

- (1) お客様が、お客様の本件契約上の地位を本件建物の所有権とともに新たなお客様に承継することを希望される場合は、当社所定の手続きによって、お客様よりお申込みをしていただきます。
- (2) 本条(1)の申込みがあった場合、当社は当社所定の審査のうえ、諾否を決定し、お客様に通知するものとします。
- (3) お客様が亡くなられた場合、お客様の本件契約上の地位は相続人に包括承継されるものとします。この場合、当該相続人は、当該相続人としてお客様の本件契約上の地位を包括承継する旨、すみやかに当社所定の手続きによって書面または WEB サイト等で申し出ていただくものとし、当該相続人（ただし、相続人が複数の場合もそのうちの一名とします。）への名義変更を行うものとします。
- (4) 前項に定める場合にかかわらず、相続によりお客様の本件契約上の地位が相続人に包括承継された場合には、当社所定の手続きによって書面または WEB サイト等で申し出ていただくことにより、当該相続人（ただし、相続人が複数の場合もそのうちの一名とします）への名義変更を行うことができるものとします。
- (5) 名義変更適用時期は、19（サービス料金の支払義務、支払期日および支払方法）に定める通りとします。

## 29 契約の解約等

- (1) 次のいずれかの事由が発生した場合には、当社は、何らの催告なく、本件契約をお客様に対する通知により（ただし、レの場合には通知なく）解約することができます。当該解約は、当社による損害賠償の請求を妨げません。
  - イ お客様が当社に提出した申込書等に虚偽または不正確な記載があった場合、または重要な記載がなかった場合。
  - ロ 他人の権利を侵害し、公序良俗もしくは法令に反し、または他人の利益を害する態様で電気を使用した場合
  - ハ 電気工作物（本件システムを含みます。）の改変等によって不正な状態（当社または一般送配電事業者が設置した時点と異なる状態をいい、停電時以外における非常用電力が利用できる状態への切

替えや、本件システムの電源がOFFになっている状態を含むがこれらに限られません。) で本件サービスを利用した場合。

- ニ お客様の責に帰すべき理由により保安上の危険がある場合。
  - ホ 当社による本サービスの履行または運営等を妨げる行為を行う場合。
  - ヘ お客様が自ら振り出した手形・小切手が不渡りになった場合、その他支払停止になった場合。
  - ト お客様が差押、仮差押、仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合、破産手続開始、民事再生手続開始の申立を受けた場合、もしくはこれらの申立を自らした場合。
  - チ お客様の信用状態が著しく悪化したと認められる場合。
  - リ お客様が本件建物を建て替える場合または売却、譲渡もしくは処分等によりお客様が本件建物の所有者でなくなる場合。
  - ヌ お客様が本件契約または本約款に違反し、是正の通知送付後7日以内にその違反が是正されない場合。
  - ル 当社または当社が指定する第三者が本件建物を調査した結果、本件建物に本件システムを設置することができないまたは設置が困難であると当社が判断した場合。
  - ヲ 法令もしくはガイドラインの変更、行政指導その他の制度変更またはその他の事情により、本件契約の継続が困難であると当社が判断した場合。
  - ワ 火災（地震によるものを除きます）、落雷、台風、洪水、雹以外の自然災害（地震・津波・噴火を含むがこれらに限られません）その他の不可抗力事由により、本件システムに故障または不具合が生じた場合。
  - カ 不可抗力事由の結果として、本件契約上要求される債務の履行に関して履行遅延または履行不能となった場合であって、その状況が30日以上継続した場合。
  - ヨ 本件建物の所有権を第三者に譲渡する場合で当該第三者に、本件契約上の地位を当該第三者に承継しない場合。
  - タ 本件建物が滅失した場合、または本件建物が毀損し、本件システムの設置運用が困難であると当社が判断した場合。
  - レ 住所や連絡先の変更の通知を怠る等の事由により、お客様の所在が不明となった場合。
  - ソ 再エネ特措法に基づく運転開始期限日（再生可能エネルギー発電事業計画の認定日から起算して1年後の日）までに本件システムを稼働させ、当社または一般送配電事業者への余剰電力の託送受給を開始しなかった場合。
- (2) お客様は、本条(1)各号の事象が生じた場合または生じるおそれが発生した場合には、直ちに当社に通知するものとします。
- (3) お客様は、お客様の責に帰すべき事由で本件契約を解約しようとする場合は、解約しようとする日の1か月前までに書面またはWEBサイト等によりその旨を当社に通知し、本件契約を解約することができるものとします。この場合、30（解約違約金）に定める解約違約金をお支払いいただきます。

### 30 解約違約金

- (1) 本件契約の契約期間内に、お客様の責に帰すべき事由により当社が本件契約を解約した場合および29（契約の解約等）(3)によりお客様が本件契約を解約した場合その他事由の如何を問わず本件契約が終了した場合には、当社が定める支払期日までに別表1 解約違約金により算定される金額をお支払いいただきます。ただし、当社の債務不履行その他当社の責に帰すべき事由または不可抗力事由により、解約にいたった場合は除きます。解約違約金について支払を要する額は、解約違約金に消費税および地方消費税相当額を加算した額とし、日割り計算ではないものといたします。なお、本件支払期日までにお支払

いがない場合、支払期限の翌日からお支払いになるまで年 10%の割合による遅延損害金が発生します。また、当社は、解約違約金の回収を当社の指定する第三者に委託する場合があります。

- (2) 解約違約金を上回る損害を当社が被った場合には、当社がお客様に対し、その損害賠償請求権を行使することを妨げないものとします。

### 31 本件システムの撤去、原状復旧等

- (1) 本件契約の終了時にお客様の希望があったとき、当社はお客様と日時を協議のうえ、本件システムを撤去するものとします。この場合、お客様は、当社または当社が委託する施工業者が本件建物内に入ることにつき、予め異議無く承諾するものとします。
- (2) 本件契約の契約期間中に第 21 条に定めるサービス料金支払い遅延または第 25 条に定める本件システムの不正使用があったとき、当社はお客様と日時を協議のうえ、本件システムを撤去することがあります。この場合、お客様は、当社または当社が委託する施工業者が本件建物内に入ることにつき、予め異議無く承諾するものとします。
- (3) 本条(1)(2)について、当社は本件システムを撤去する義務のみを負い、本件建物を原状に復する義務を負わないものとします。お客様は、当該撤去に際し、本件建物の屋根材、壁材その他の構成部分の交換や加工等による工事痕が原状に復旧されるわけではないことを理解し、予め異議なく承諾するものとします。
- (4) 本条(1)(2)について、本件システムの撤去にかかる費用は、お客様が負担するものとします。

### 32 本件建物のリフォーム、保守等の工事

お客様が、本件契約の契約期間中、本件システムを取り外す必要がある本件建物のリフォーム、保守等の工事を行う場合、またはそのような工事によって本件システムの発電に支障が生じた場合、お客様はただちに当社に連絡し、本件契約を継続するため、本件システムをお客様の費用負担により修理するものとします。ただし、お客様による当該費用負担の拒否または本件システムの状態悪化等の事由により、当社が本件システムを修理不可と判断した場合、お客様は、30（解約違約金）に定める解約違約金を当社に支払い、本件契約は解約されるものとします。

### 33 誓約事項

- (1) 本件契約の契約期間中、お客様は、以下に定める行為を行ってはならないものとします。
- イ 28（契約の名義変更）に従って本件契約上の地位を承継する場合を除き、本件契約の契約上の地位、もしくは本件契約に基づく権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、またはこれに質権、譲渡担保その他の担保権を設定し、または本件契約に基づく義務を第三者に引き受けさせること。
  - ロ 本件電力を第三者に譲渡または供給すること。
  - ハ 本件システム設置後、本件建物の屋根または敷地等に太陽光発電システムへの太陽光の照射を妨げる設備、竹木その他の遮蔽物を設置し、または本件建物を改造する等により、太陽光発電システムへの太陽光の照射を妨げ、または減少させること。
  - ニ 本件システムに対して、改造、保守その他の変更を加えること。
  - ホ 本件システムを取り外し、または撤去すること。
  - ヘ 10（屋根等の利用）(1)により当社が利用する本件建物の屋根等の部分を、第三者に使用させること。
  - ト 本件契約の内容を変更し、太陽光発電システムに加え蓄電システムを設置する場合を除き、本件建物に蓄電システムまたは電気自動車を設置し、本件電力を蓄電すること。
  - チ 当社指定の蓄電システムを、当社が設定した運転モードまたは非常時安心設定以外で使用すること。

リ 本件建物に本件システム以外の発電設備（自動車または当社が指定する発電設備を除く。）を設置すること。

- (2) お客様は、本件建物（10（屋根等の利用）（1）により当社が利用する本件建物の屋根等の部分を除きます。）を第三者に貸与その他使用させる場合、当該第三者に対し本件契約の存在および内容を十分説明すると共に、当該第三者をして当社の本件契約に基づく本件建物の利用に協力させなければならないものとします。当該第三者が当社の本件契約に基づく本件建物の利用に協力せず、または当社による利用を不当に妨害した場合、当社は、本件契約を解約し、お客様に対し、当該解約に起因して当社に生じた損害の賠償を請求できるものとします。なお、本項に基づき本件建物を第三者に賃貸その他使用させる場合であっても、お客様は本件契約または本約款上の義務および責任を何ら免れるものではなく、当該第三者の責に帰すべき事由はお客様の責に帰すべき事由とみなすものとします。

#### **34 事故処理**

お客様は、お客様の責に帰すべき事由により、第三者から本件契約に起因し、苦情もしくは相談を受け、または紛議が生じた場合には、お客様の費用と責任をもってこれらに対処し、その解決にあたるものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

#### **35 契約終了後の債権債務関係**

本件契約期間中に生じた料金その他の債権債務は、本件契約の終了によっては消滅いたしません。

## **Ⅶ 工事費の負担**

#### **36 工事費負担金**

本件契約による本件システム設置に係る供給設備を変更する場合において、お客様が託送供給約款に基づき一般送配電事業者から工事費の実費（以下「工事費負担金」といいます）の負担を求められた場合、一般送配電事業者に対して直接お支払いいただきます。この場合、当社は工事費負担金をお客様の代わりに負担することはできず、また、当社が一般送配電事業者から工事費負担金を請求された場合、工事費負担金を20（その他の債務の支払方法）に基づき、お客様から当社にお支払いいただきます。

## **Ⅷ その他**

#### **37 反社会的勢力の排除**

- (1) お客様には、本件契約の締結時点および将来にわたって、次のいずれにも該当しないことを表明し保証していただきます。
- イ 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、またはこれらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」といいます。）であること。

- 反社会的勢力に対して資金を提供するなど、反社会的勢力と密接な関係を有すること。
  - ハ 反社会的勢力を利用して、自己または第三者の不正の利益を図り、また他者に損害を与えるなどの不当な行為を行うこと。
  - ニ 自らまたは第三者を利用して、直接または間接に、他者に対して詐術的行為、暴力的行為、脅迫的言動、業務妨害行為を行うこと。
- (2) 当社は、お客様が(1)に違反していることが判明した場合、またはお客様が(1)に違反している疑いがあると当社が認めた場合には、ただちに本件契約を解約し、かつお客様に対し当該解約によって生じた損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、お客様は本件契約を解約されたことにより生じた一切の損害について、当社に対し損害の賠償を請求することができないものといたします。

### 38 表明保証

前条に定めるほか、お客様は以下の事項を表明し保証するものとします。

- イ お客様が当社に提出した申込書もしくは変更通知等に記載した事項は正確であり、また重要な情報を省略していないこと。
- お客様が、本件契約の契約期間中継続して、本件建物の所有権および本件建物の敷地の所有権または利用権を有効に保有していること。

### 39 通知義務

お客様は以下の事由が生じる際は、事前に当社に書面またはWEBサイト等にて通知するものとします。

- イ お客様の住所、電話番号、メールアドレスその他の連絡先を変更される場合。
- サービス料金の支払方法を変更される場合。

### 40 誠実協議

本件契約および本約款に定めのない事項については、信義に則り、その都度お客様と当社との協議によって定めます。

### 41 合意管轄

本件契約または本約款に関して生じた一切の紛争については、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

2026年1月9日  
(以下余白)

## 別表

### 1. 解約違約金

解約違約金は下記の計算式に基づきます。

$(\text{月額サービス料金[税抜]} + \text{月額オプション料金[税抜]} + \text{プラン毎の係数}) \times (\text{契約期間[年]} - \text{契約開始日からの経過年数[年]}) \times 12 + \text{補助金返還額}$

解約される時期によっては、東京都補助金の返還額の算定方法・基準に伴い、記載の金額が変動する場合がございます。予めご了承ください。

なお、お客様が本件システムの撤去を希望される場合、別途撤去費用(実費)がかかります。

#### (1) 本件契約の申込日が2025年3月31日以前の場合

プラン毎の係数（太陽光発電システムと蓄電システムを設置の場合）

太陽光発電システム	蓄電システム	10年契約 係数	15年契約 係数
自家消費プラン 2kW以上4kW未満	標準プラン 5kWh	-710	-320
標準プラン 4kW以上6.5kW未満		1,573	2,077
大容量プラン 6.5kW以上10kW未満		4,969	5,589
自家消費プラン 2kW以上4kW未満	安心プラン 10kWh	-882	-472
標準プラン 4kW以上6.5kW未満		311	834
大容量プラン 6.5kW以上10kW未満		3,716	4,360
自家消費プラン 2kW以上4kW未満	超安心プラン 15kWh	-950	-520
標準プラン 4kW以上6.5kW未満		-423	120
大容量プラン 6.5kW以上10kW未満		2,800	3,464

プラン毎の係数（太陽光発電システムのみ設置の場合）

太陽光発電システム	15年契約 係数
標準プラン 4kW以上6.5kW未満	4,471
大容量プラン 6.5kW以上10kW未満	8,411

(2) 本件契約の申込日が2025年4月1日以降の場合

※HOUSmile\_e料金表の本件契約の申込日が2025年4月1日から2025年5月31日までの場合および2025年6月1日以降の場合の区分けにかかわらず、両方の場合を含み、以下の通りの解約違約金とします。

プラン毎の係数（太陽光発電システムと蓄電システムを設置の場合）

太陽光発電システム	蓄電システム	10年契約 係数	15年契約 係数
自家消費プラン 2kW以上4kW未満	標準プラン 5.5kWh	-1,078	-516
標準プラン 4kW以上6.5kW未満		937	1,644
大容量プラン 6.5kW以上10kW未満		3,553	4,345
自家消費プラン 2kW以上4kW未満	安心プラン 11kWh	-1,312	-703
標準プラン 4kW以上6.5kW未満		-299	455
大容量プラン 6.5kW以上10kW未満		2,305	3,143
自家消費プラン 2kW以上4kW未満	超安心プラン 16.5kWh	-1,451	-797
標準プラン 4kW以上6.5kW未満		-1,048	-249
大容量プラン 6.5kW以上10kW未満		1,869	2,753

プラン毎の係数（太陽光発電システムのみ設置の場合）

太陽光発電システム	15年契約 係数
標準プラン 4kW以上6.5kW未満	6,519
大容量プラン 6.5kW以上10kW未満	12,187

## HOUSmile\_e 料金表

本約款における、サービス料金およびその請求等の条件についてはこの料金表において、当社が定めます。  
適用される料金プランについては、契約時に当社が指定するものとします。

(1) 本件契約の申込日が2025年3月31日以前の場合

### 1. 料金

補助金を利用しない場合(太陽光発電システムと蓄電システムを設置の場合)

太陽光発電システム	蓄電システム	10年契約 月額利用料(税込)	15年契約 月額利用料(税込)
自家消費プラン 2kW以上4kW未満	標準プラン 5kWh	24,300	17,800
標準プラン 4kW以上6.5kW未満		25,200	18,000
大容量プラン 6.5kW以上10kW未満		25,700	18,500
自家消費プラン 2kW以上4kW未満	安心プラン 10kWh	30,600	22,000
標準プラン 4kW以上6.5kW未満		32,800	23,300
大容量プラン 6.5kW以上10kW未満		33,300	23,800
自家消費プラン 2kW以上4kW未満	超安心プラン 15kWh	36,700	26,400
標準プラン 4kW以上6.5kW未満		39,700	28,400
大容量プラン 6.5kW以上10kW未満		40,200	28,900

補助金を利用しない場合(太陽光発電システムのみの場合)

太陽光発電システム	15年契約 月額利用料(税込)
標準プラン 4kW以上6.5kW未満	4,450
大容量プラン 6.5kW以上10kW未満	4,600

東京都令和5年度「住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業」補助金を利用した場合

太陽光発電システム	蓄電システム	10年契約 月額利用料(税込)	15年契約 月額利用料(税込)
自家消費プラン 2kW以上4kW未満	標準プラン 5kWh	8,500	6,500
標準プラン 4kW以上6.5kW未満		8,800	6,700
大容量プラン 6.5kW以上10kW未満		9,100	7,000
自家消費プラン 2kW以上4kW未満	安心プラン 10kWh	15,000	11,200
標準プラン 4kW以上6.5kW未満		8,800	6,700
大容量プラン 6.5kW以上10kW未満		9,100	7,000
自家消費プラン 2kW以上4kW未満	超安心プラン 15kWh	21,000	15,000
標準プラン 4kW以上6.5kW未満		11,700	8,600
大容量プラン 6.5kW以上10kW未満		12,000	8,900

(消費税10%適用時)

※月の途中で料金適用開始された場合、または本件契約が終了等した場合であっても、基本料金については、日割り計算せず、満額の請求とさせていただきます。

(2) 本件契約の申込日が2025年4月1日から2025年5月31日の場合

**1. 料金**

補助金を利用しない場合(太陽光発電システムと蓄電システムを設置の場合)

太陽光発電システム	蓄電システム	10年契約 月額利用料(税込)	15年契約 月額利用料(税込)
自家消費プラン 2kW以上4kW未満	標準プラン 5.5kWh	24,300	17,800
標準プラン 4kW以上6.5kW未満		25,200	18,000
大容量プラン 6.5kW以上10kW未満		25,700	18,500
自家消費プラン 2kW以上4kW未満	安心プラン 11kWh	30,600	22,000
標準プラン 4kW以上6.5kW未満		32,800	23,300
大容量プラン 6.5kW以上10kW未満		33,300	23,800
自家消費プラン 2kW以上4kW未満	超安心プラン 16.5kWh	36,700	26,400
標準プラン 4kW以上6.5kW未満		39,700	28,400
大容量プラン 6.5kW以上10kW未満		40,200	28,900

補助金を利用しない場合(太陽光発電システムのみの場合)

太陽光発電システム	15年契約 月額利用料(税込)
標準プラン 4kW以上6.5kW未満	4,980
大容量プラン 6.5kW以上10kW未満	5,130

東京都「住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業」補助金を利用した場合

太陽光発電システム	蓄電システム	10年契約 月額利用料(税込)	15年契約 月額利用料(税込)
自家消費プラン 2kW以上4kW未満	標準プラン 5.5kWh	8,500	6,500
標準プラン 4kW以上6.5kW未満		8,800	6,700
大容量プラン 6.5kW以上10kW未満		9,100	7,000
自家消費プラン 2kW以上4kW未満	安心プラン 11kWh	15,000	11,200
標準プラン 4kW以上6.5kW未満		8,800	6,700
大容量プラン 6.5kW以上10kW未満		9,100	7,000
自家消費プラン 2kW以上4kW未満	超安心プラン 16.5kWh	21,000	15,000
標準プラン 4kW以上6.5kW未満		11,700	8,600
大容量プラン 6.5kW以上10kW未満		12,000	8,900

オプション

オプション	10年契約 月額利用料(税込)	15年契約 月額利用料(税込)
足場代金オプション	1,470	980

(3) 本件契約の申込日が2025年6月1日以降の場合

**1. 料金**

補助金を利用しない場合(太陽光発電システムと蓄電システムを設置の場合)

※(2) 本件契約の申込日が2025年4月1日から2025年5月31日までの場合と同様です。

太陽光発電システム	蓄電システム	10年契約 月額利用料(税込)	15年契約 月額利用料(税込)
自家消費プラン 2kW以上4kW未満	標準プラン 5.5kWh	24,300	17,800
標準プラン 4kW以上6.5kW未満		25,200	18,000
大容量プラン 6.5kW以上10kW未満		25,700	18,500
自家消費プラン 2kW以上4kW未満	安心プラン 11kWh	30,600	22,000
標準プラン 4kW以上6.5kW未満		32,800	23,300
大容量プラン 6.5kW以上10kW未満		33,300	23,800
自家消費プラン 2kW以上4kW未満	超安心プラン 16.5kWh	-	-
標準プラン 4kW以上6.5kW未満		39,700	28,400
大容量プラン 6.5kW以上10kW未満		40,200	28,900

補助金を利用しない場合(太陽光発電システムのみの場合)

太陽光発電システム	15年契約 月額利用料(税込)
標準プラン 4kW以上6.5kW未満	4,980
大容量プラン 6.5kW以上10kW未満	5,130

東京都「住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業」補助金を利用した場合

太陽光発電システム	蓄電システム	10年契約 月額利用料(税込)	15年契約 月額利用料(税込)
自家消費プラン 2kW以上4kW未満	標準プラン 5.5kWh	10,600	8,700
標準プラン 4kW以上6.5kW未満		11,400	9,400
大容量プラン 6.5kW以上10kW未満		9,900	8,000
自家消費プラン 2kW以上4kW未満	安心プラン 11kWh	10,800	9,000
標準プラン 4kW以上6.5kW未満		11,900	10,000
大容量プラン 6.5kW以上10kW未満		10,800	8,900
自家消費プラン 2kW以上4kW未満	超安心プラン 16.5kWh	-	-
標準プラン 4kW以上6.5kW未満		12,700	10,600
大容量プラン 6.5kW以上10kW未満		11,600	9,600

オプション

オプション	10年契約 月額利用料(税込)	15年契約 月額利用料(税込)
足場代金オプション	1,470	980

変更履歴

【変更日：2025年4月1日】

対象条項	変更前	変更後
第3条第11項	<p>お客様が、本件システムの系統連系（以下、「連系」といいます。）を開始した日をいいます。なお、お客様は、本件システムの設置完了日から6か月以内に必ず連系を開始するものとします。</p>	<p>お客様が、本件システムの系統連系（以下、「連系」といいます。）を開始した日をいいます。なお、本サービスのうち、太陽光発電システムと蓄電システムの両方を設置するプランを契約されたお客様は、本件システムの設置完了日から6か月以内に、太陽光発電システムのみを設置するプランを契約されたお客様は、太陽光発電システムの設置完了日から1年以内に、必ず連系を開始するものとします。</p>
第6条	<p>本件契約の契約期間は、前条に基づきなされた本件契約申込みに対し当社が承諾の意思表示をした日からとし、本サービスの利用期間は、本件システムの連系開始日から10年または15年までとします。なお、お客様は本件システムの施工完了日から6か月以内に本件システムを稼働させ、当社または一般送配電事業者への余剰電力の託送受給を開始しなければならないものとします。</p>	<p>本件契約の契約期間は、前条に基づきなされた本件契約申込みに対し当社が承諾の意思表示をした日からとし、本サービスの利用期間は、本件システムの連系開始日から10年または15年までとします。なお、お客様は、3（定義）（11）に準じ、本件システムの施工完了日から6か月以内または1年以内に本件システムを稼働させ、当社または一般送配電事業者への余剰電力の託送受給を開始しなければならないものとします。</p>
第8条第2項	<p>本件電力のうち、余剰電力は、当社が自由に利用し処分できるものとします。なお、お客様が、本件サービスにおいて太陽光発電システムと蓄電システムの両方を設置する場合、余剰電力の環境価値は当社に帰属するものとします。</p>	<p>本件電力のうち、余剰電力は、当社が自由に利用し処分できるものとします。なお、本件電力の環境価値は法令および制度上可能な範囲において、当社に帰属するものとします。ただし、国または地方自治体等による補助金等の受領の要件として、環境価値を当社以外への帰属することが求められている場合、当社は、当該補助金等の要件の求める</p>

		環境価値の譲渡先へ環境価値を譲渡します。
第12条	<p>当社は、本件請負契約に従い、本件システムの設置に係る費用を負担します。ただし、既築建物での設置にかかる足場代、実測費用等（以下、総称して「設置費負担金」といいます。）は、お客様に事前に通知の上、お客様にご負担いただきます。</p>	<p>(1)当社は、本件システムの設置に係る費用を負担します。</p> <p>(2)前項にかかわらず、既築建物での設置にかかる費用のうち、お客様に事前に通知の上、実測費用は、20（その他の債務の支払方法）に基づきお支払いいただき、足場代金（以下、実測費用と合わせて「設置費負担金」といいます）は、お客様にて以下の各号のいずれかの方法をご選択のうえお支払いいただきます。ただし、本件建物の構造等の理由で、□の方法でお支払いいただくことが適切でないと当社が判断した場合は、イの方法でお支払いいただきます。</p> <p>イ 20（その他の債務の支払方法）に基づき、足場代金をお支払いいただく方法</p> <p>□ 18（サービス料金）に定めるサービス料金に加え、HOUSmile_e 料金表に定めるオプション料金として、19（サービス料金の支払義務、支払期日および支払方法）に基づき、足場代金を月額でお支払いいただく方法</p>
第13条第1項および第2項	<p>(1)お客様は、本件契約の契約期間中、本件システムを、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。</p> <p>(2)お客様は、本件システムの全部または一部に、故障、不具合その他の異常を発見した場合には、速やかに当社に通知するものとします。</p>	<p>(1)お客様は、本件契約の契約期間中、お客様が本件建物に居住されているかどうか、本件建物をお客様がお客様以外の登記名義人と共同で所有されているかどうか、または本件サービス料金の支払の名義人がお客様本人かどうかにかかわらず、本件システムを、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとし、本約款の内容を遵守するものと</p>

		<p>します。なお、お客様は、第三者に本件建物を使用させる場合、当該第三者に、本件システムを善良なる管理者の注意義務をもって管理させるものとし、本約款の内容を遵守させるものとしします。</p> <p>(2)お客様は、お客様が本件建物に居住しない場合および本件建物を主として第三者に使用させる場合は、事前に当社に電子メールにて通知するものとしします。ただし、お客様が法人格を有しており、事前に当社が本件建物への第三者の使用を認めた場合はこの限りではありません。</p>
第19条第3項イ号	<p>振替日は、毎月27日といたします。ただし、27日が土日祝祭日の場合は、翌営業日といたします。なお、口座振替の開始までは1～2か月程度かかることがあり、口座振替手続き完了までのサービス料金は、口座振替手続き完了後合算して請求いたします。</p>	<p>振替日は、毎月5日といたします。ただし、5日が土日祝祭日の場合は、翌営業日とする場合があります。なお、口座振替の開始までは1～2か月程度かかることがあり、口座振替手続き完了までのサービス料金は、口座振替手続き完了後合算して請求いたします。</p>
第20条	<p>工事費負担金、設置費負担金等のサービス料金以外の支払については都度、当社が指定する口座へ振込みをしていただきます。なお、振込手数料はお客様にご負担いただきます。</p>	<p>お客様は、サービス料金以外の、設置費負担金、36（工事費負担金）に定める工事費負担金等の支払については都度、当社が指定する口座へ振込みをしていただきます。なお、振込手数料はお客様にご負担いただきます。</p>
第29条第1項リ号	<p>お客様が本件建物を建て替える場合。</p>	<p>お客様が本件建物を建て替える場合または売却、譲渡もしくは処分等によりお客様が本件建物の所有者でなくなる場合。</p>
第32条	<p>お客様が、本件契約の契約期間中、本件システムを取り外す必要がある本件建物のリフォーム、保守等の工事を行う場合、またはそのような工事によって本件システムの発電に支障が生じた場</p>	<p>お客様が、本件契約の契約期間中、本件システムを取り外す必要がある本件建物のリフォーム、保守等の工事を行う場合、またはそのような工事によって本件システムの発電に支障が生じた場</p>

	合、お客様は本件システムをお客様の費用負担により買取るものとします。	合、お客様はただちに当社に連絡し、本件契約を継続するため、本件システムをお客様の費用負担により修理するものとします。ただし、お客様による当該費用負担の拒否または本件システムの状態悪化等の事由により、当社が本件システムを修理不可と判断した場合、お客様は、30（解約違約金）に定める解約違約金を当社に支払い、本件契約は解約されるものとします。
第33条第1項チ号	当社指定の蓄電システムに、当社指定以外の運転モードで本件電力を蓄電すること。	当社指定の蓄電システムを、当社が設定した運転モードまたは非常時安心設定以外で使用すること。
第36条	本件契約による本件システム設置に係る供給設備を変更する場合において、当社が託送供給約款に基づき一般送配電事業者から工事費の負担を求められた際、当社は当該工事費の実費を工事費負担金としてお客様から申し受ける場合があります。	本件契約による本件システム設置に係る供給設備を変更する場合において、お客様が託送供給約款に基づき一般送配電事業者から工事費の実費（以下「工事費負担金」といいます）の負担を求められた場合、一般送配電事業者に対して直接お支払いいただきます。この場合、当社は工事費負担金をお客様の代わりに負担することはできず、また、当社が一般送配電事業者から工事費負担金を請求された場合、工事費負担金を20（その他の債務の支払方法）に基づき、お客様から当社にお支払いいただきます。
第38条ロ号	お客様が、本件契約の契約期間中継続して、本件建物の所有権および本件建物の敷地の所有権または利用権をお客様単独で有効に保有していること。	お客様が、本件契約の契約期間中継続して、本件建物の所有権および本件建物の敷地の所有権または利用権を有効に保有していること。

変更履歴

【変更日：2026年1月】

対象条項	変更前	変更後
第1条	HOUSmile_e利用約款 (以下、「本約款」といいます。)は、当社が当社所有の太陽光発電システムおよび蓄電システムをお客様の所有する建物に設置して発電した電気を、お客様が月額定額で利用するサービスについて、料金その他の供給条件を定めたものです。	HOUSmile_e利用約款 (以下、「本約款」といいます。)は、当社が当社所有の太陽光発電システムおよび蓄電システムをお客様の所有する建物に設置して発電した電気を、お客様が月額定額で利用するサービスについて、料金その他の供給条件を定めたものです。なお、本約款は、サービスの利用に関する当社とお客様との間の権利義務を規定するもので、民法第548条の2が定める定型約款に該当します。
第2条	(2)本条(1)に基づき本約款を変更する場合、当社は、本約款の変更内容を、当社WEBサイトへの公示等によりお客様にお知らせいたします。	(2)本条(1)に基づき本約款を変更する場合、当社は、本約款の変更内容を、当社WEBサイトへの掲示または電子メール等によりお客様にお知らせいたします。
第6条		本件契約の契約期間は、前条に基づきなされた本件契約申込みに対し当社が承諾の意思表示をした日からとし、本サービスの利用期間は、本件システムの連系開始日から10年、15年または当社と個別に合意した期間までとします。なお、お客様は、3（定義）(11)に準じ、本件システムの施工完了日から6か月以内または1年以内に本件システムを稼働させ、当社または一般送配電事業者への余剰電力の託送受給を開始しなければ

		ならないものとします。
第16条	<p>当社またはお客様は、自らの合理的な支配が及ばず、かつ自らの責に帰すことができない事由または状況（以下、「不可抗力事由」といいます。）の結果として、本件契約上要求される債務の履行に関して履行遅延または履行不能となった場合には、当該履行遅延または履行不能について責任を負わず、当該履行遅延または履行不能を理由として本件契約に違反することにはならないものとします。不可抗力事由には、地震、津波もしくは噴火またはこれらに起因する火災等の天災地変、戦争、内乱、輸送機関の停止、ストライキ、当社または一般送配電事業者が管理する機器等の不具合または故障等、法令の新設・改廃、政府の方針の変更等が含まれるものとします。ただし、不可抗力事由は本条に記載された事由に限定されないものとします。</p>	<p>（１）当社またはお客様は、自らの合理的な支配が及ばず、かつ自らの責に帰すことができない事由または状況（以下、「不可抗力事由」といいます。）の結果として、本件契約上要求される債務の履行に関して履行遅延または履行不能となった場合には、当該履行遅延または履行不能について責任を負わず、当該履行遅延または履行不能を理由として本件契約に違反することにはならないものとします。不可抗力事由には、風害（竜巻、突風等を含みます。）、台風、雹、地震、津波もしくは噴火またはこれらに起因する火災、水害（大雨、洪水、土砂災害等を含みます。）、雪害（落雪事故等を含みます。）等の天災地変、戦争、内乱、輸送機関の停止、ストライキ、当社または一般送配電事業者が管理する機器等の不具合または故障等、法令の新設・改廃、政府の方針の変更等が含まれるものとします。ただし、不可抗力事由は本条に記載された事由に限定されないものとします。</p> <p>（２）当社は、前項に定める不可抗力事由により発生した本件システムの破損、飛散、その他の事故に起因して生じたお客様に対する損害（お客様が得るはずであった本件電</p>

		力および発電データ等の損失を含みます。) または第三者に対する損害については、責任を負わないものとします。
第17条	<p>(1)当社は、当社の故意・重過失または当社の不法行為に起因する場合を除き、非常用電力を使用できないことによりお客様が被った損害について、原因の如何を問わず、一切責任を負わないものとします。</p> <p>(2)当社は、本件契約および本約款に関し、当社の故意・重過失による場合または当社の不法行為に起因する場合を除いては、お客様に対し一切責任を負わないものとします。</p> <p>(3)お客様は本条(1)および(2)の内容を十分に理解し、予め異議なく承諾するものとします。</p>	<p>(1)当社は、当社の責めに帰すべき事由によりお客様に発生した損害について、相当な因果関係の範囲内で責任を負うものとします。ただし、当社が責任を負う場合であっても、当社の故意・重過失または不法行為に起因する場合、またはお客様の生命・身体が侵害された場合を除き、当社が負う損害賠償責任の額は、当該損害の原因となった事由が発生した時点から遡って直近1年間にお客様が当社に支払ったサービス料金の総額の1年分を上限とします。</p> <p>(2)当社は、当社の故意・重過失または当社の不法行為に起因する場合を除き、お客様が得るはずであった本件電力および発電データ等の損失または非常用電力を使用できないことによりお客様が被った損害について、原因の如何を問わず、一切責任を負わないものとします。</p> <p>(3)お客様は本条(1)および(2)の内容を十分に理解し、予め異議なく承諾するものとします。</p>
第18条		(3) お客様が、料金適用開始月に初期費用を支払うことを当社と個別で合意された場合は、料金適用開始月にのみ、サービス料金に加え初期費用が発生するものとします。